

武豊町地域強靱化計画

武豊町

武豊町地域強靱化計画 目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	
1. 1 国土強靱化の理念等	1
1. 2 計画の策定趣旨	4
1. 3 計画の位置づけ	5
1. 3. 1 対象とする区域及び想定するリスク	5
1. 3. 2 基本計画等及び各種計画との調和等	5
第2章 武豊町の地域特性等	
2. 1 武豊町の地域特性	7
2. 2 武豊町に影響を及ぼす大規模自然災害	11
2. 2. 1 想定するリスクの考え方	11
2. 2. 2 地震・津波により想定される被害	11
2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	18
第3章 武豊町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
3. 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	24
3. 2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	25
3. 3 脆弱性評価の実施手順	25
3. 4 脆弱性評価結果	27
第4章 強靱化施策の推進方針	
4. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	28
4. 2 強靱化推進方針の重点化	54
第5章 計画推進の方策	
5. 1 計画の推進体制	55
5. 2 計画の進捗管理	55
5. 3 計画の見直し等	55
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	56

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 1 国土強靱化の理念等

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

2014年6月に策定し、2018年12月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念の中で、「大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での『防災』の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば『国家百年の大計』の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある」ことを述べている。

これは、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、国土強靱化の基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも、① 人命の保護が最大限図られること、② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④ 迅速な復旧復興と位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。

本町においても、南海トラフ地震による地震・津波災害を始め甚大な被害をもたらす大規模自然災害等の発生が危惧される中で、国土全体の強靱化における理念や基本的な方針はもとより、国の基本計画全体との調和を図りながら、本町の強靱化を推進しなければならない。そのため、本計画において、地域特性や想定される被害の様相も踏まえて本町を強靱化する意義を明らかにしたうえで、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にすることが求められる。

参考 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（基本計画）

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

1. 2 計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に70%～80%と高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定される。また、地球温暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されている。さらには、大雪災害による交通を始めとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被害が日本各地で発生している。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要がある。

国土強靱化基本法第4条で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。県が2014年3月に策定した「あいちビジョン2020」において、防災に係る政策の方向性を「災害から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」と位置づけたことから、本町では2015年3月に、東日本大震災の教訓や新たな地震被害予測調査結果を踏まえて、今後の地震防災対策の行動計画となる「第3次武豊町地震対策アクションプラン」を策定した。

武豊町地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、こうした防災・減災対策の取組も念頭においたうえで、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の本町の強靱化に関する施策を国・県の強靱化政策との調和を図りながら、国・県や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靱化施策の実施により強靱な地域づくりを図るため、女性や障がい者などの意見を踏まえるなど、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れることとする。

1. 3 計画の位置づけ

1. 3. 1 対象とする区域及び想定するリスク

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とする。

ただし、大規模地震等の広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、周辺自治体等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性に鑑み、本町域外の地方公共団体との連携・協力を考慮した取組とする。

(2) 想定するリスク

本町に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮等）、土砂災害等の大規模自然災害を基本とする。

ただし、大規模地震や火山噴火等により、本町に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮する。

1. 3. 2 基本計画等及び各種計画との調和等

本計画は、基本計画及び愛知県地域強靱化計画との調和を保ちつつ、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

本町では、住民や事業者等とまちづくりを進めていく上での基本的な指針となる「武豊町総合計画」を行政運営の最上位計画として定めており、国土強靱化及びまちづくりの取組は、施策の効果が有事・平時のいずれを主たる対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという同じ目的を有するものである。このため、本計画と「武豊町総合計画」の取組との連携を図ることで、両者の相乗効果を高めることが重要である。こうしたことから、着実な進捗管理を図るための指標を共有するなど、「武豊町総合計画」と調和を図る。

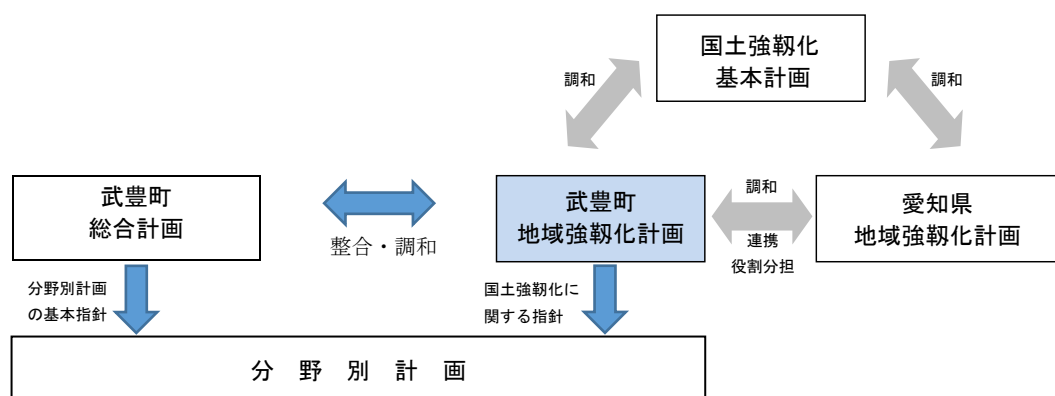
(1) 基本計画及び各種計画との関係

ア. 基本計画、愛知県地域強靱化計画との関係

本計画は、基本計画と調和するとともに、愛知県地域強靱化計画とも調和を確保し、連携と役割分担を図る。

イ. 各分野の計画等との関係

本計画は、「武豊町総合計画」において位置づけた、本町が対応すべき重要政策課題をはじめ、各分野の計画に位置づけられる取組等も踏まえて策定する。また、本計画を指針として、関係するその他の計画についても国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、適切に反映していくものとする。

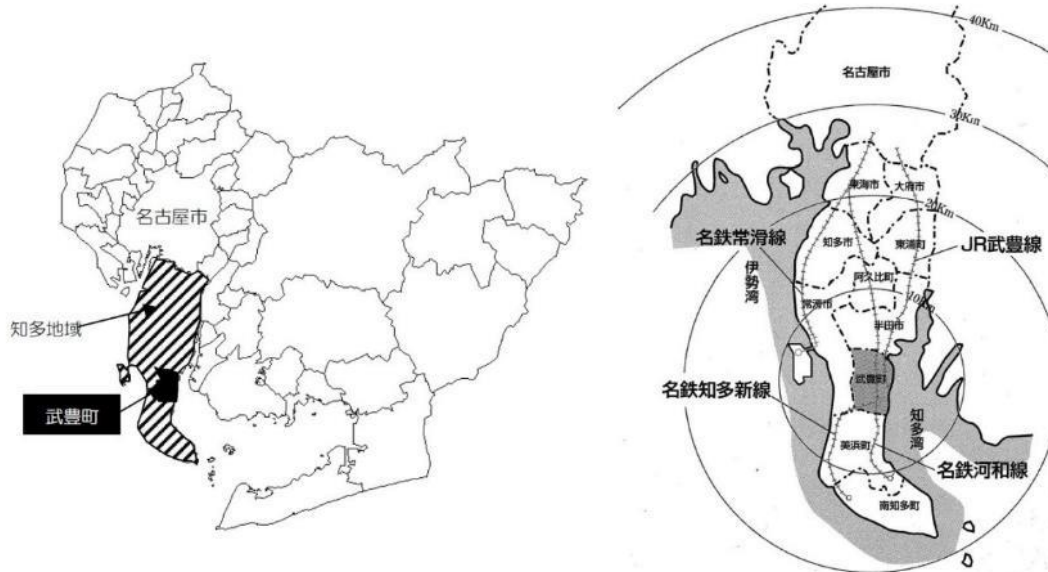


第2章 武豊町の地域特性等

2. 1 武豊町の地域特性

(1) 自然・文化

知多半島中央部に位置する武豊町は、東は衣浦港に面し、北は半田市、西は常滑市、南は美浜町に接した 25.92 km²の町である。東西に 4.8km 南北に 6.5 km で、標高は高いところでも 83.52m と比較的なだらかな地形である。



沿岸部には海浜公園等が整備されているほか、本町の南は南知多県立自然公園に指定され、北部には県指定天然記念物となっている壺町田湿地植物群落があり、絶滅の恐れがある食虫植物や湿地性植物が自生する貴重な自然の宝庫となっている。

また、みそ・たまりの醸造業は本町の伝統的な地場産業であり、みそ蔵の集積は昔ながらの趣のある町並みとなっている。加えて、江戸時代から脈々と伝えられている山車の曳き回しや、浦之島で生まれたとされる浦島太郎伝説などの伝統文化は、町の魅力として町民の意識に強く根付いている。こうしたかけがえのない伝統文化をまちづくりに活かしていくことが必要である。

さらに、ゆめたろうプラザ（町民会館）も本町の大きな文化財産である。施設構想段階から町民参画を推進し、行政と NPO 法人の協働で運営されている点が特徴で、町民参加で多彩な自主事業が展開され、町の文化創造の向上に貢献している。

(2) 人口

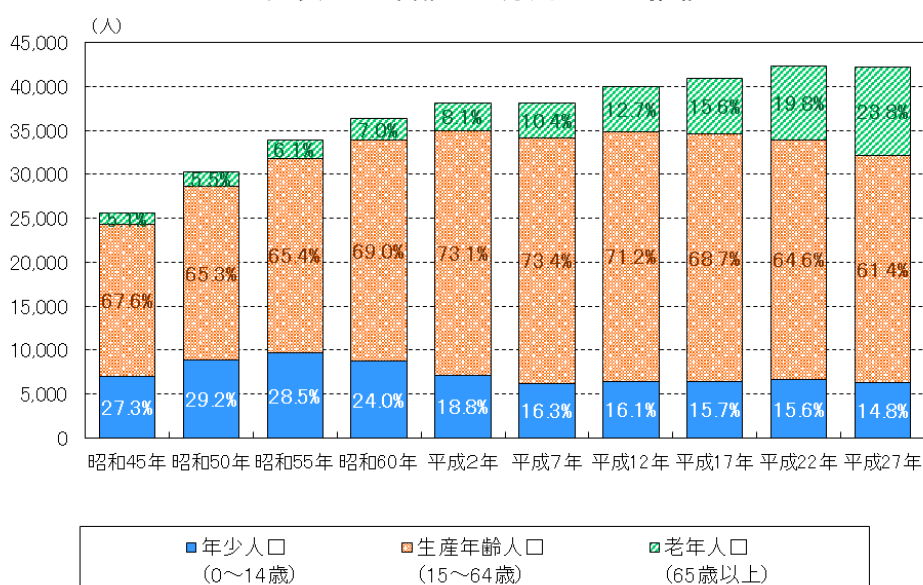
全国的には少子高齢化が進行し人口が減少する中であって、本町の人口はわずかながら増加を続けている。国勢調査によると、年少人口（0～14 歳）は平成 22 年をピークに、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 12 年をピークに減少に転じている。老年人口（65

歳以上)の比率は23.8%(2015年国勢調査)で県平均並みだが、経年的にみるとその割合は年々高まっている。

また、本町の年齢別男女別人口構成をみると、20歳代～40歳代では、男性は国の比率を上回っており、若い世代の男女比が大きいこと(女性が少ないこと)が特徴的である。

社会動態(転入者-転出者)は過去10年間転入超過を続けており、これが自然動態(出生数-死亡数)のマイナスを上回って、結果として人口増加をもたらしてきた。なお、周辺自治体との間では転入超過となっているが、名古屋市、東海市、常滑市、首都圏に対しては転出超過となっている。

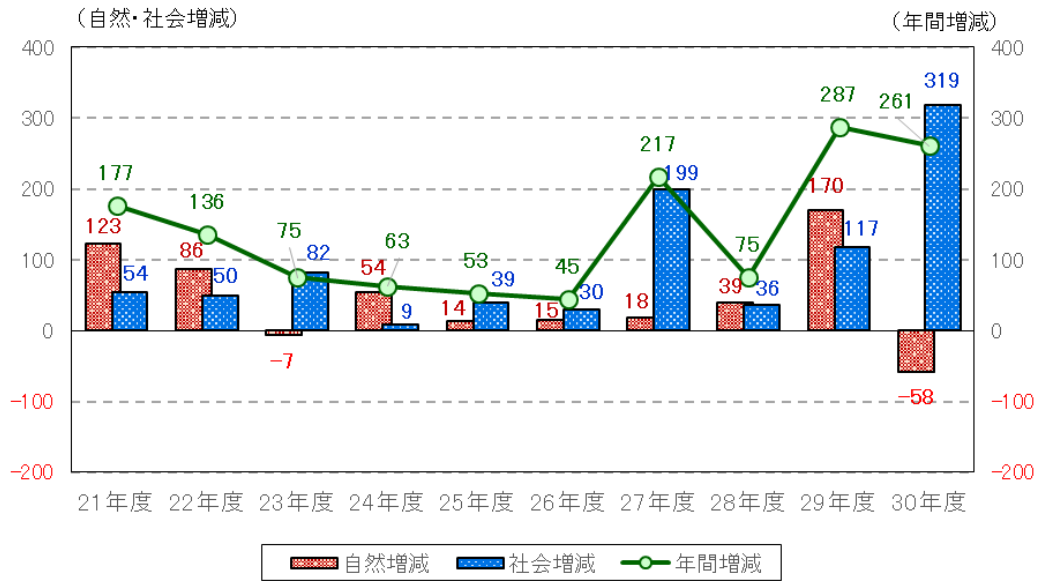
図表1 年齢3区分別人口の推移



	単位	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0~14歳)	人	9,655	8,732	7,156	6,204	6,424	6,427	6,613	6,242
比率	%	28.5%	24.0%	18.8%	16.3%	16.1%	15.7%	15.6%	14.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	人	22,190	25,106	27,835	27,978	28,456	28,141	27,323	25,934
比率	%	65.4%	69.0%	73.1%	73.4%	71.2%	68.7%	64.6%	61.4%
老年人口 (65歳以上)	人	2,079	2,543	3,085	3,957	5,090	6,399	8,373	10,069
比率	%	6.1%	7.0%	8.1%	10.4%	12.7%	15.6%	19.8%	23.8%

※「年齢不詳」を除く、比率は総人口に対する割合 資料：国勢調査(総務省統計局)

図表2 人口動態（平成21年度～平成30年度）



(3) 産業

本町は港と鉄道とともに発展してきた歴史を持っており、現在も臨海部や内陸の工業団地に製造業を中心に多様な業種の企業が立地している。“産業都市”としての性格を特徴づけるとともに、本町にとって堅調な雇用力・財政力をもたらす根幹となってきた。企業部門の投資・消費額は流入超過となっているが、出荷額では窯業・土石、化学など特定業種への依存度が非常に高いという特徴がある。

農業では、花き、酪農、肉用牛、養鶏の生産額が多く、多様性に富んだ農業が行われている。

なお、製造業の集積が大きい本町だが、個人消費は流出超過となっており、商業機能が脆弱であることが課題である。また、就業は町外への依存度が高く、半田市、名古屋市、常滑市への流出が多くなっている。

(4) 交通・市街地

本町は、南知多道路、名鉄線・JR線など広域交通の条件は優れており、名古屋市の中心部までは距離にして約35kmで、自動車では約50分、鉄道では約40分の位置にある。名古屋市への就業依存度を高めている一つの要因でもある。

こうした交通の利便性も手伝って、近年になっても土地区画整理事業地区への人口転入が続いてきた。しかしながら、町内の幹線道路の未整備区間や町道の中の狭あい道路の割合が高いことなどから、町民意識調査では、「安全に道路を通行できる」の満足度は最も低く、これらの課題を解消していく必要がある。

また、名鉄知多武豊駅、J R 武豊駅周辺の中心市街地の空洞化が課題となっている。知多武豊駅東地区における土地区画整理事業を契機に新たな賑わいづくりに取り組んでいくことが求められている。

(5) 居住・環境

本町は産業都市としての一面を持ちながら、また名古屋都心部にも近いという側面を持ちながらも、自然環境にも恵まれている。気候が温暖なことも手伝って、町民からは「住みやすい町」との評価が得られている。この点は町の大きな「強み」としてとらえることができる。

しかしながら、こうした「強み」が対外的には十分アピールできているとは言えず、“住宅都市”としてのイメージを確立していくことも、人口減少の時代を生き抜くための町の課題といえる。

(6) 行財政

本町の財政力指数は概ね 1.0 付近で推移してきた（2019 年度は 1.034）。人口減少局面を迎えるなかにあって、今後もこうした財政力を維持できるよう努める必要がある。

特に、本町では、公共施設の多くが建築後概ね 30 年以上を経過している状況にあり、老朽化に伴う施設の維持管理コストの増大は避けて通れない課題となっている。

2. 2 武豊町に影響を及ぼす大規模自然災害

2. 2. 1 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、本町に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本町の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

2. 2. 2 地震・津波により想定される被害

県の地震被害予測調査（平成26年5月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定している。この調査結果による南海トラフ地震で想定される本町の被害の概要は次のとおりである。

① 「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル

② 「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約500棟	約6,000棟
液状化による全壊	約20棟	約20棟
浸水・津波による全壊	約10棟	わずか
急傾斜地崩壊等による全壊	わずか	わずか
地震火災による焼失	約200棟	約1,300棟
合計	約730棟	約7,300棟

注1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬夕方18時）における本町の被害想定数。

注3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方18時）における本町の被害想定数。

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約30人	約400人
浸水・津波による死者	約20人	約40人
急傾斜地崩壊等による死者	わずか	わずか
地震火災による死者	わずか	約60人
合 計	約50人	約500人

注1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

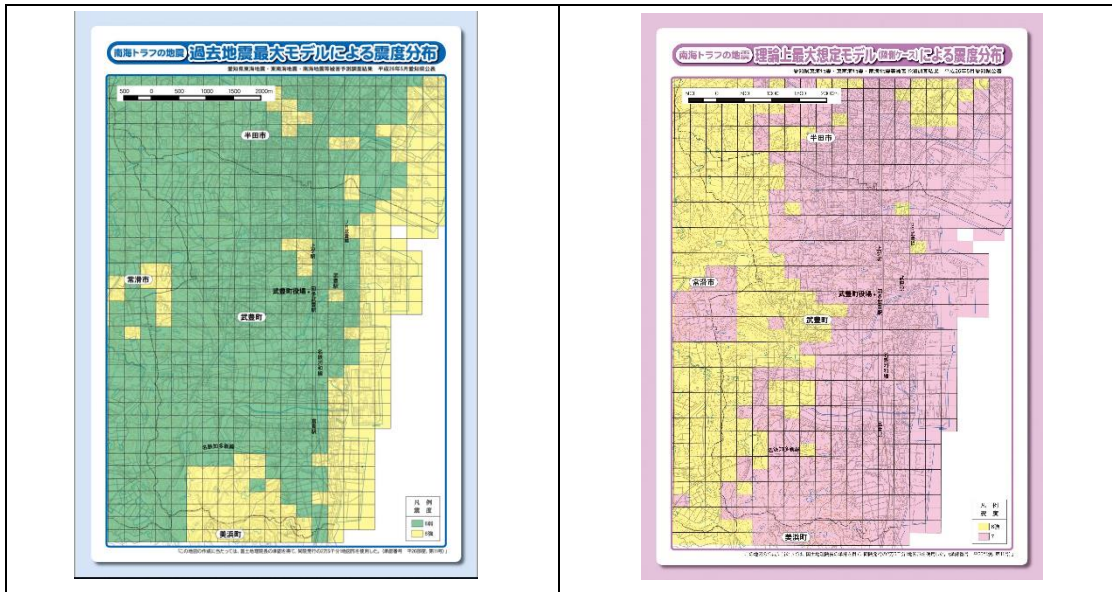
注2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜5時）における本町の被害想定数。

注3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜5時）における本町の被害想定数。

(1) 強い揺れ、液状化に伴う被害

- 過去地震最大モデルでは、広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが想定され、一部の地域で震度6強の強い揺れが想定される。また、沿岸部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 理論上最大想定モデルでは、非常に広い範囲にわたり震度6強以上の強い揺れが想定され、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。また、沿岸部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 特に強い揺れによる建物被害（全壊・焼失）、人的被害（死者）については、いずれのケースにおいても本町全体の被害量のほぼ半数以上を占める。

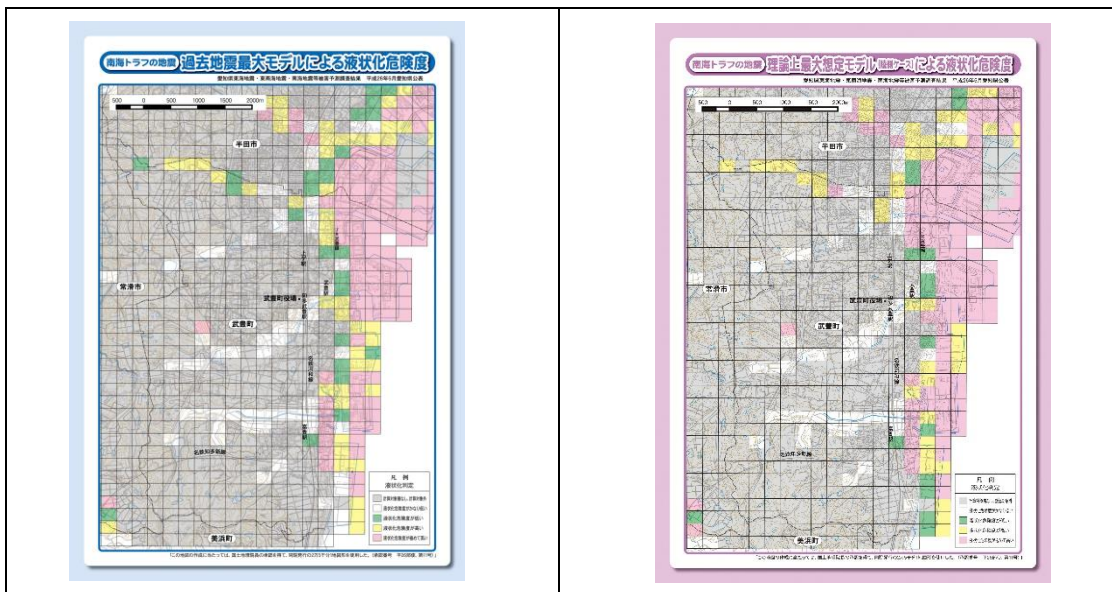
【震度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

【液状化危険度分布】



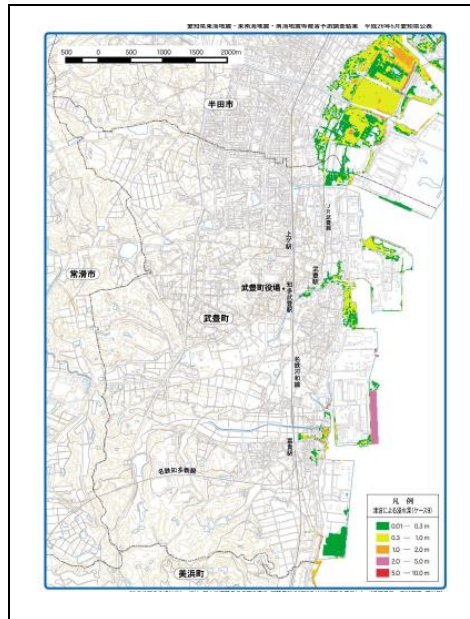
「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

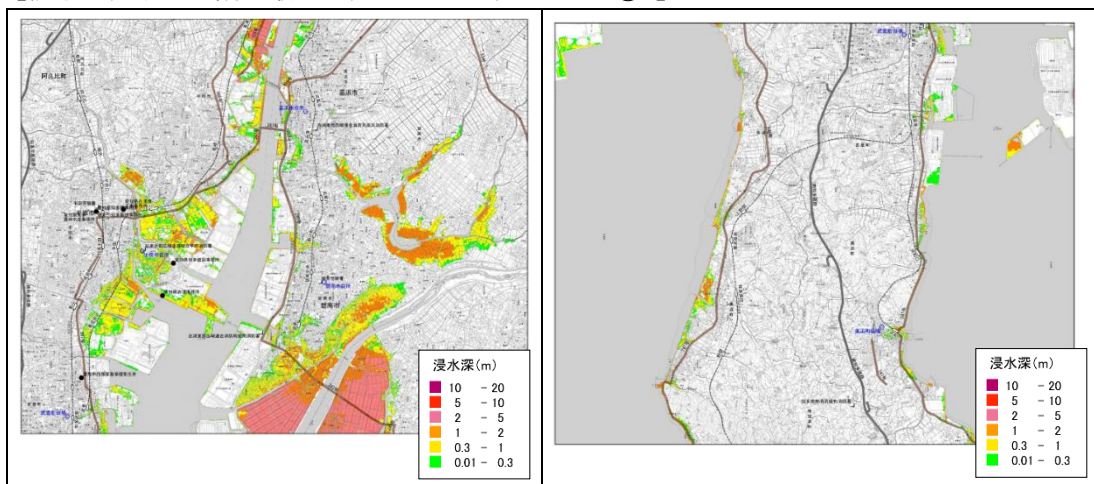
(2) 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

- 過去地震最大モデルでは、最短で約 58 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。理論上最大想定モデルでは、最短のケースで約 55 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。堤防等の被災を考慮した結果、沿岸部において浸水する結果となっている。また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定される。

【浸水想定域：過去地震最大モデル】



【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】

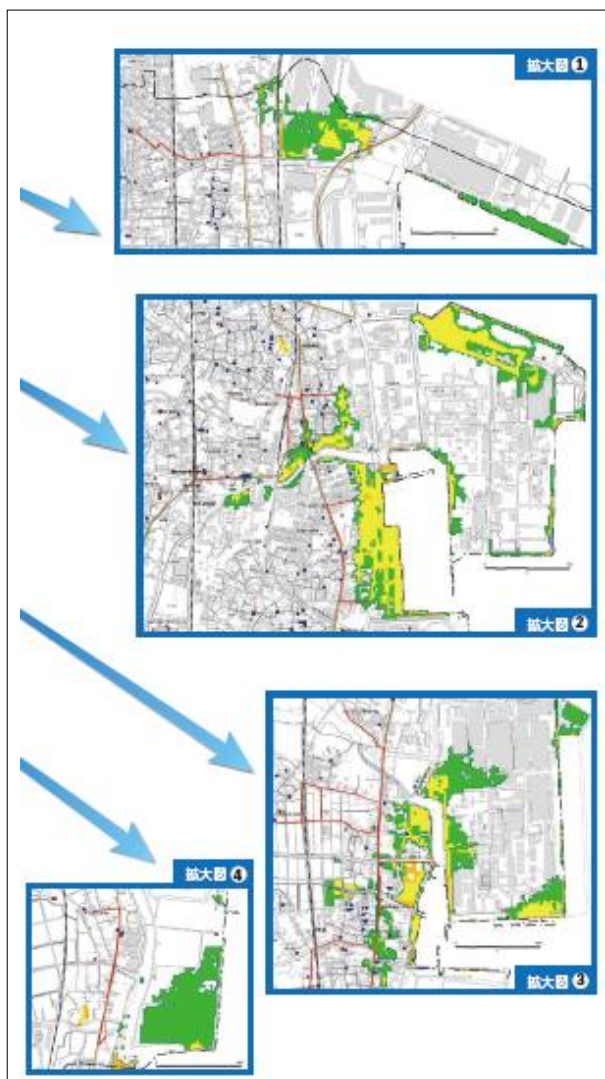


<津波災害警戒区域の指定>

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、最大クラスの津波が発生しても「なんとしても人命を守る」という考えの下、ハード・ソフトの施策を総動員する「多重防御」の発想により、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する、「津波防災地域づくりに関する法律」が2011年12月に施行された。

この法に基づき、本町は、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的とした「津波災害警戒区域」に、2019年7月30日に指定された。

津波災害警戒区域では、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、市町村の地域防災計画に定められた避難促進施設（地下街、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者に避難確保計画の作成等が義務づけられる。



<長周期地震動>

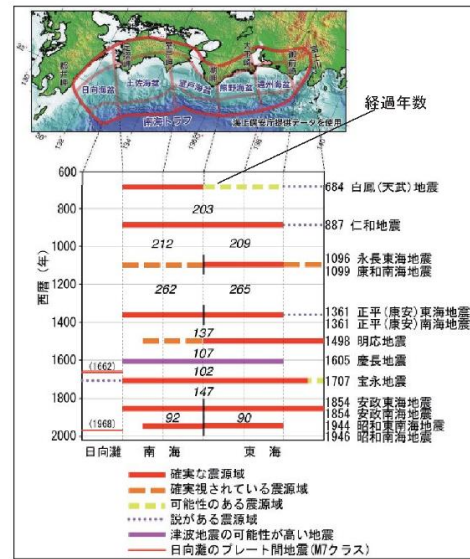
想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。

長周期地震動は、揺れが1往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、超高層建築物（高さ60メートル超）等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

地盤の柔らかな堆積層が厚く分布している濃尾平野では、揺れの継続時間が長時間となる可能性があり、超高層建築物や石油タンク等に大きな影響が出るおそれがあることが指摘されている。また、室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

南海トラフ地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとされている。



昭和東南海地震

本町の被害として、住家の全壊一〇〇戸、半壊三〇〇戸、工場・学校の全壊一、半壊一となっている。この数は、知多郡の他町村と比べて最も多いが、半田市の埋め立て地の工場倒壊被害などは含まれていない。後者の被害は富貴小学校で、当日の宿直日誌には、「木造校舎倒壊、(地震の為)全職員にて警戒をなす」とあり、十二月七日の夜は全職員で宿り込みで警戒をしたようである。震度が烈震であり、本町としては記録に残るものとしては未曾有の地震であるが、昼間のことでもあり戦時下であったため避難誘導なども適切に行われ、火災なども起こらず人命の被害もなかった。

(本町誌 本文編)

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、本町では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生

の事実が確実なものとされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全54市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率(算定基準日:2020年1月1日)		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8~M9クラス	30%程度	70%~80%	90%程度もしくはそれ以上

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)

<活断層で起きる地震>

南海トラフ地震がおおよそ100～150年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が1,000年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。現にこの地域でも、1945年には昭和東南海地震の37日後に三河地震(震源:三河湾)の発生が記録されている。

昭和二十年一月十三日未明、午前三時三十八分ごろ三河地震が起こった。震源地は渥美湾で、M=七。一、震度・強震であった。これは、東南海地震の余震のひとつとも考えられている。被害は、住家の全壊はなく半壊二〇戸、非住家の全壊二、半壊一で人命に被害はなかった。

(本町誌 本文編)

2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

(1) 洪水・内水

洪水による被害として、平成 12 年 9 月の東海豪雨では、時間最大雨量 65.5mm、総雨量は年間降雨量の約 1/3 にあたる 413.5mm を記録し、町内河川法面の 8 箇所が崩壊し、床上・床下浸水 90 戸以上の被害を受けている。

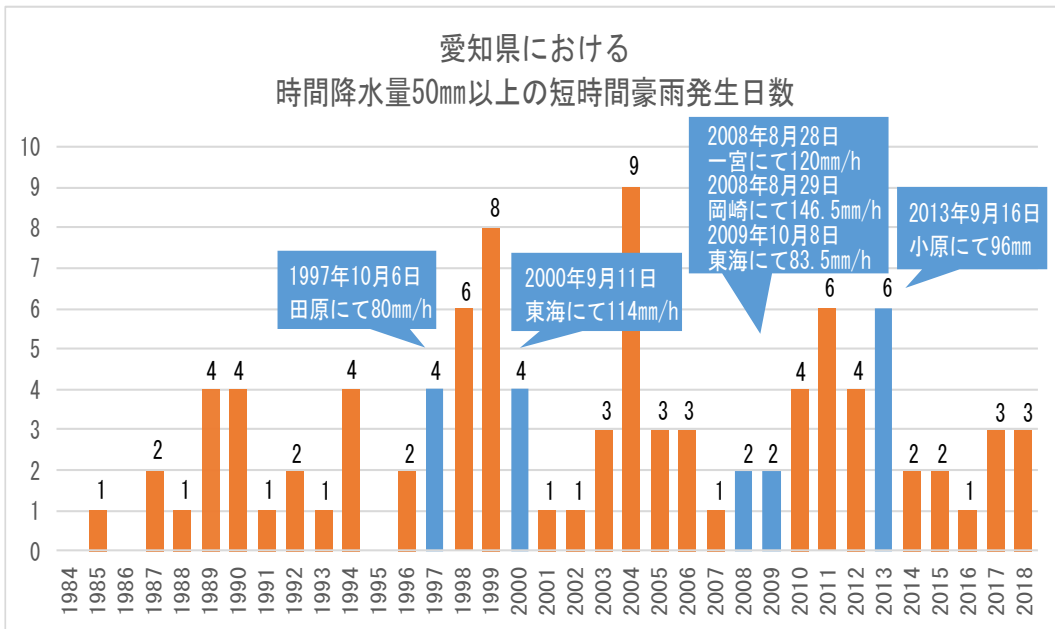
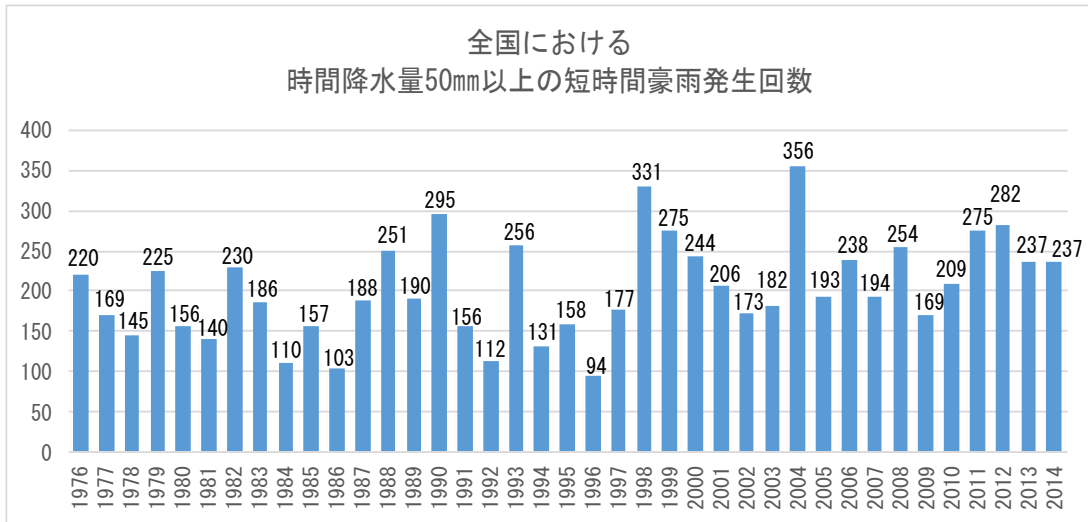
一方、洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、雨水排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水についても、被害が発生している。本町においては、昭和 51 年 9 月 8 日から 13 日にかけて台風 17 号が接近し、前線を活発化させ本町観測史上最大の豪雨となった。6 日間の総雨量は 797.9 mm であり、特に 12 日の日雨量は実に 572.1 mm で、総雨量の 70% が一日に降っている。本町の年間降水量は約 1,700 mm なので 6 日間で半分近く、1 日で 1 年分の 3 分の 1 の雨が降ったことになる。なかでも、午前 7 時から 9 時までの 2 時間は、時間当たり 100 mm を超す雨が降っている。人命の被害はなかったが、家屋の床上浸水 362 棟、床下浸水 819 棟、農地 1,000ha、河川の被害箇所（農地用水路を含めて）63 か所、砂防 2、道路 58、橋梁 7 か所、ため池 17 か所等であった。

現在、水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川を、洪水予報河川、水位周知河川として指定されており、その河川が氾濫した場合の浸水想定区域を指定されているが、2015 年 5 月の水防法改正を受け、避難体制等の充実・強化のため、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充するとともに、その他河川においても同様に作成し、公表が進められている。

○近年の豪雨の発生傾向

- ・短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にある。
- ・愛知県内においても、1 時間あたりの降水量 50mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80mm 以上の雨は、1997 年、2000 年、2009 年、2013 年に 1 日ずつ、2008 年には 2 日観測されている。

・全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数



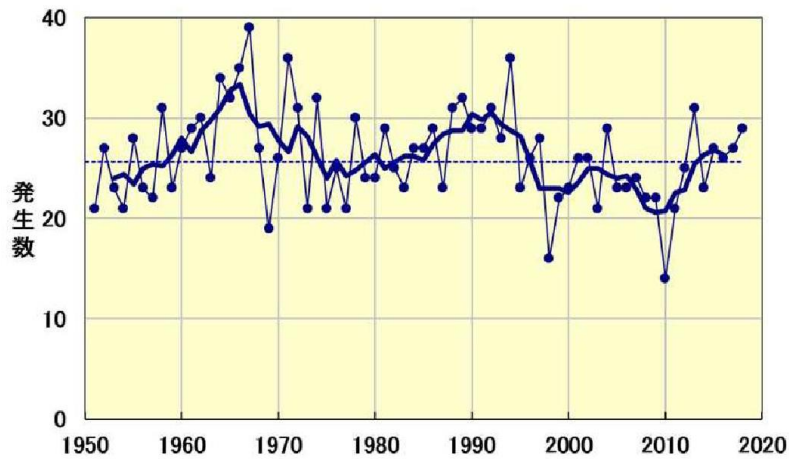
気象庁「過去の気象データ」により作成

※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。(時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示)

○近年の台風の発生傾向

- ・ 2018 年の台風の発生数は 29 個（平年値 25.6 個）で、平年より多かった。1990 年代後半以降はそれ以前に比べて発生数が少ない年が多くなっているものの、1951～2018 年の統計期間では長期変化傾向は見られない。
- ・ 「強い」以上の勢力となった台風の発生数は、1977～2018 年の統計期間では変化傾向は見られない。

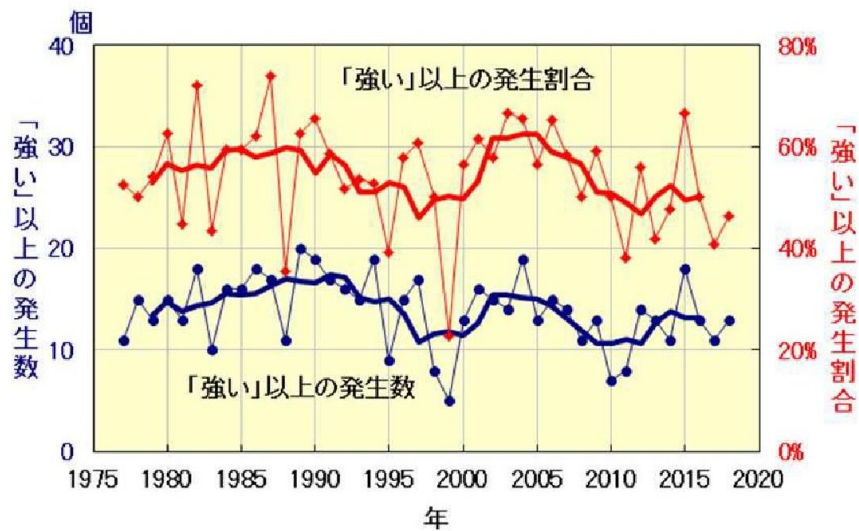
・ 台風の発生数の経年変化



※細い実線は年々の値を、太い実線は5年移動平均を、破線は平年値を示す。

出典：気象庁「気候変動監視レポート2018」

・ 「強い」以上の勢力となった台風の発生数と全発生数に対する割合の経年変化



※細い実線は、「強い」以上の勢力となった台風の発生数（青）と全台風に対する割合（赤）の経年変化。太い実線は、それぞれの5年移動平均。

出典：気象庁「気候変動監視レポート2018」

(2) 高潮

内湾に位置する地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えている。過去には、昭和 28 年の台風第 13 号、昭和 34 年の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験し、海岸保全施設や河川管理施設がその復興工事により築造された。

また、浸水リスク情報を提供するため、県は平成 26 年 11 月に高潮浸水想定を作成した。概要は次のとおりである。

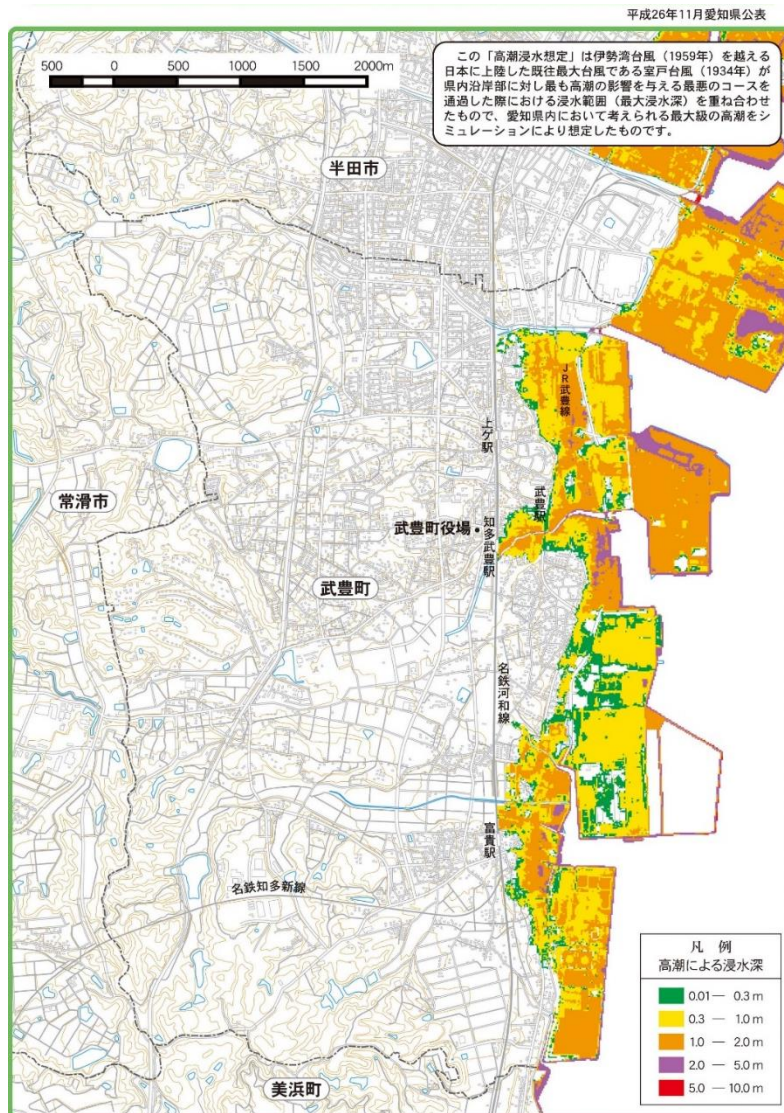
【高潮浸水想定概要】

○想定台風ケース

〔規模〕 室戸台風級（日本に上陸した既往最大規模）

〔コース〕 愛知県沿岸に対し最も高潮の影響があるコース

○最大高潮水位 4.6m



○浸水面積 461ha

一方、平成 27 年 5 月の水防法改正を受け、県は水位周知海岸を指定するとともに、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域を指定、公表していく必要がある。これに基づき、町は高潮ハザードマップを作成する。

(3) 土砂災害

土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適性誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。また、県と連携を取りながら、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

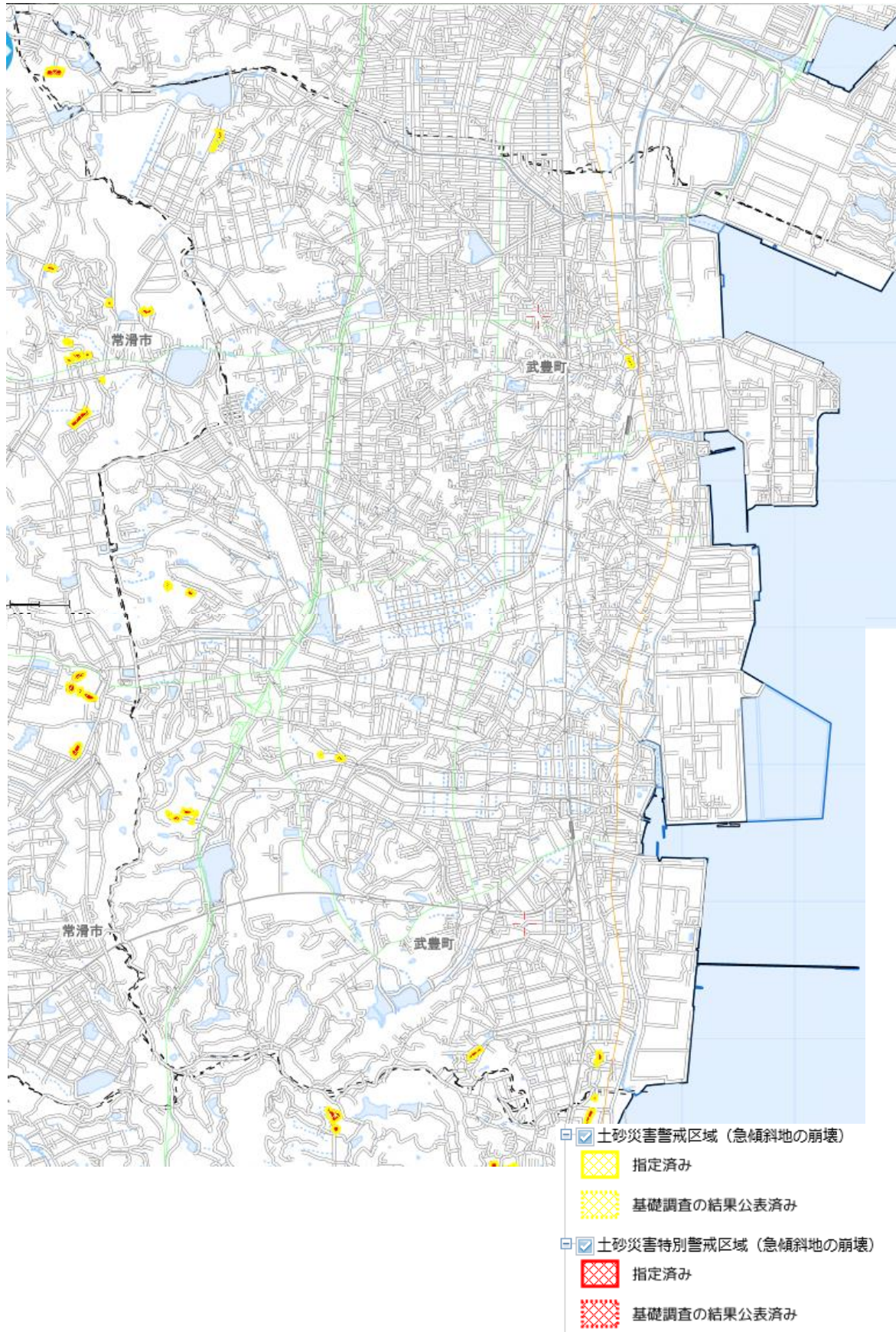
一方、多数の死傷者が発生するのみならず、後年度にわたり本町土の脆弱性が高まるような大規模な深層崩壊については発生の可能性は低いとされているが、未解明な事項が多く、知見は限られており、今後とも、国等からの技術情報に注視していく必要がある。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要がある。

○土砂災害警戒区域・特別警戒区域

区域の名称	自然現象	イエロー	レッド	人家戸数
稲荷ー 2	急傾斜地の崩壊	○	○	1
壺町田	急傾斜地の崩壊	○	○	4
ヒジリ田	急傾斜地の崩壊	○	○	3
二ツ峰ー 2	急傾斜地の崩壊	○	○	0
南小松谷ー 3 A	急傾斜地の崩壊	○	○	0
南小松谷ー 3 B	急傾斜地の崩壊	○	○	0
南小松谷ー 3 C	急傾斜地の崩壊	○	○	0
丸山ー 1 A	急傾斜地の崩壊	○	○	0
丸山ー 1 B	急傾斜地の崩壊	○	○	1
カル田ー 1 A	急傾斜地の崩壊	○	○	0
カル田ー 1 B	急傾斜地の崩壊	○	○	0
カル田ー 1 C	急傾斜地の崩壊	○	○	0
下石神	急傾斜地の崩壊	○	○	0
笠松ー 1	急傾斜地の崩壊	○	○	0
カル田ー 2 A	急傾斜地の崩壊	○	○	0
カル田ー 2 B	急傾斜地の崩壊	○	○	0

【土砂災害警戒区域・特別警戒区域】



第3章 武豊町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

3.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価にあたり、基本計画及び愛知県地域強靱化計画で示された目標やリスクシナリオを参考に、本町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる31の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を以下のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設における火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び異常気象（竜巻・高温）等による多数の死傷者の発生
2. 地域及び社会の重要な機能を維持すること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害をできる限り軽減すること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 迅速な復旧復興を可能とすること	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラ等の麻痺・機能停止
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
5-2		エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	

		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
		5-5	食料等の安定供給の停滞	
		5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による周辺土地の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
8-3			事業用地の確保、店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	

3. 2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国土強靱化基本計画において設定された施策分野（12 の個別施策分野及び 5 の横断的分野）をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、個別施策分野として行政機能／警察・消防等／防災教育等、住宅・都市、健康・福祉、エネルギー、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、地域保全、環境及び土地利用の 11 分野とするとともに、横断的分野として、リスクコミュニケーション、人材育成、老朽化対策及び産学官民・広域連携の 4 分野とした。

3. 3 脆弱性評価の実施手順

- 基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。
- 国・県・関係団体・町内部の取組状況の把握に加え、「武豊町総合計画」等の本町の計画などをもとに本町の脆弱性を総合的に評価した。
- 脆弱性評価結果については、リスクシナリオごとに整理した。

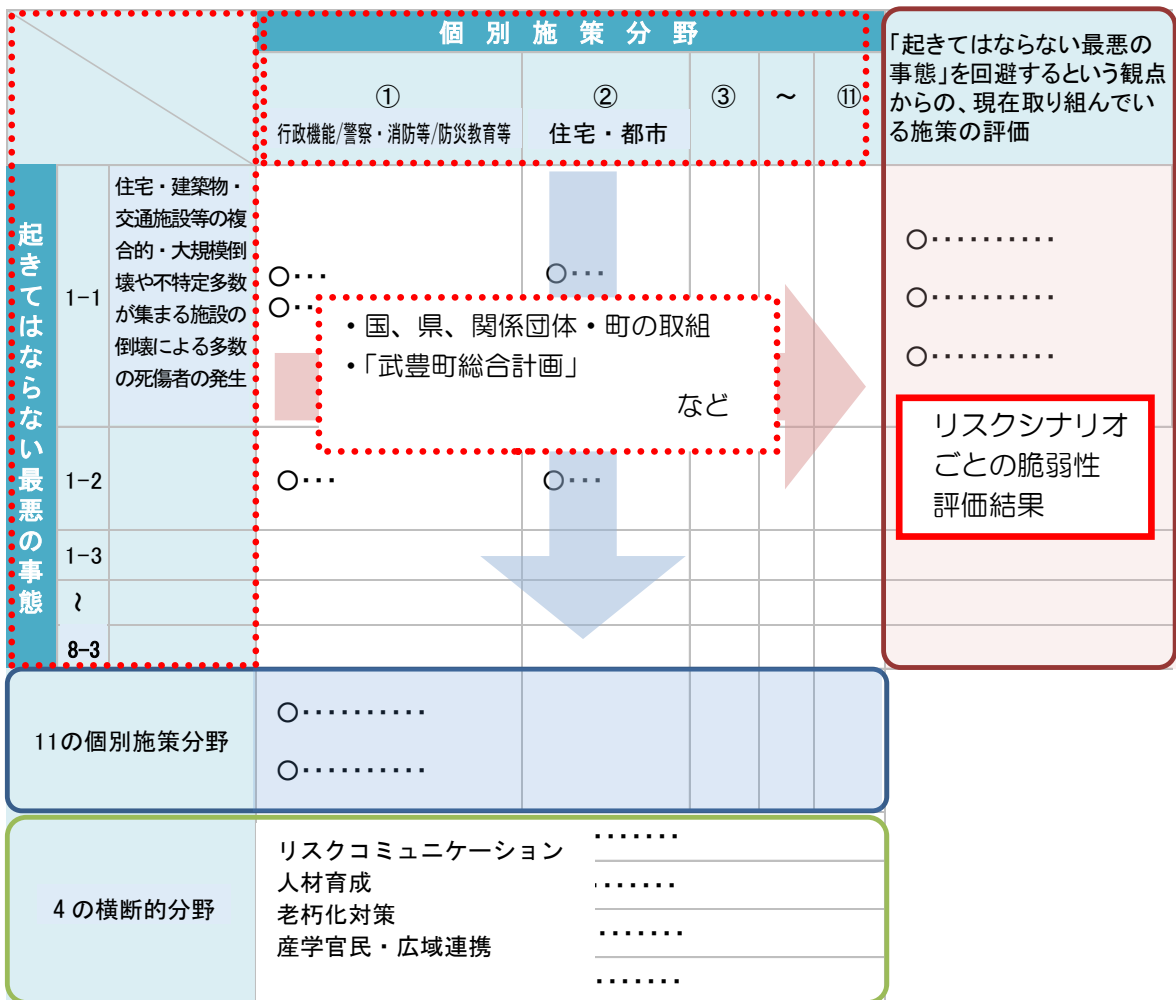


図. 脆弱性評価の手順

3. 4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、別紙1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは次のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

地震や台風等の到来が初期の災害につながることを抑制するハード整備と、ハード整備の想定を超えたときの、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを、阻止していく必要がある。

(2) 国、県、民間事業者等との連携

国土強靱化を推進していくためには、町の実績だけでは十分ではなく、国・県・民間事業者等との適切な役割分担の下、連携・協力しながら取り組むことが重要である。

第4章 強靱化施策の推進方針

4.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

別紙1で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で成果指標等のデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(関係機関との連携)

- 災害時には、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る。

《住宅・都市》

(住宅や不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する。また、安全点検や安全対策、老朽化対策を進めるとともに、天井などの非構造部材の耐震対策を進める。
- 住宅・建築物等の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 耐震化を補完するために耐震シェルター等の設置や住宅撤去費の補助等の対策を推進する。
- 道路等に面したブロック塀等について、安全対策の啓発等に関するパトロールの実施や、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を推進する。

(市街地等の無電柱化)

- 電柱の倒壊による二次災害等を防ぐため、防災上必要な箇所について無電柱化を図る。

《リスクコミュニケーション》

(地域防災力の強化)

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 地域での防災活動を推進するため、消防団や自主防災会を始めとする地域の自主防災組織の充実・強化を支援する。また、地域防災において、訓練計画の立案や実施等の中心的役割を果たすことが期待される防災リーダーの育成を推進する。
- 防災講演会や啓発イベント等の事業を展開し、幅広い年代の方への意識啓発を行う。

成果指標

- ◆住宅耐震化率：約75% (H28) ⇒95% (R2)
- ◆家具の固定率：56% (H27) ⇒65% (R5)
- ◆防災リーダー・ボランティアコーディネーターの育成：35人/年 (継続)
- ◆自主防災活動補助金を活用する区：17区⇒18区 (全区)
- ◆各校における防災教育の実施件数：2校⇒6校
- ◆地震体験車の体験者数：500人/年 (継続)

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(消防団等の充実強化の促進等)

- 近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し等、団員確保のために更に魅力ある消防団づくりを行う。
- 普通自動車運転免許で運転できる車両が 3.5t 未満となったことにより、若い団員が所持する運転免許でも運転が可能な消防車両へ計画的な更新を行う。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

《住宅・都市》

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 市街地に近接した災害対応可能な公園として、武豊中央公園の整備を進める。
- 火災が起きた際の延焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、狭あい道路の解消を図る。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進める。

《情報通信》

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多様化・多重化を図る。

《産学官民・広域連携》

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火器の使用又は取扱いに関する指導を推進する。
- 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を促進し、当該対象物における防火体制の強化を図る。
- 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を促進する。

(火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。

(災害対応能力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の強化と共に、施設関係者等に対し通報、避難、初期消火及び応急手当に関する訓練を推進する。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力を向上させる。

成果指標

- ◆火災による死者数の対前年比：0人 (R1) ⇒0人 (継続)
- ◆消防団員の定員の充足率：99%⇒100%
- ◆災害時の避難可能人数：19,303人 (H29) ⇒36,303人 (R3)
- ◆町民1人当たりの公園面積(避難地等となる公園等の整備)：2.8㎡/人 (H29) ⇒3.6㎡/人

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(水門等の操作体制の確保)

- 夜間や休日などの閉庁時間に津波が発生した場合の水門・樋門等の開閉について、町職員・消防団・地域水門操作員が協力して、確実に操作できる体制を整える。
- 定期的に訓練・点検等を実施することで、迅速・的確な操作体制を構築・維持する。

《住宅・都市》

(水防施設の維持・向上)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、雨水ポンプ場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。
- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防衛」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

《情報通信》

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化・多様化を図るとともに、定期的に訓練等を実施する。

《リスクコミュニケーション》

(要配慮者の避難体制の整備)

- 障害のある方やひとり暮らしの高齢者など災害が起きたときに支援を必要とする方（避難行動要支援者）に対して、自主防災会、民生委員、近所の方などと連携して、地域ぐるみの支援体制を推進する。
- 町の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成や警戒避難体制の整備を促進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 地震・津波ハザードマップの作成や防災ガイドブックの改定等により、平時から災害リスクやとるべき避難行動等の周知を図る。また、学校や職場、地域の自主防災会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的な防災訓練な訓練の実施を通じて、実践的な防災力を強化する。

成果指標

- ◆情報を一斉配信できる媒体 4（同報無線、戸別受信機、Eメール、HP）(H30) ⇒ 7（LINE、SMS、Twitter の追加）
- ◆教職員の初任者に対する防災に関する研修：年 1 回（継続）

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び異常気象（竜巻・高温）等による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（雨水ポンプ場等の計画的な維持・更新）

- 雨水排水計画に加え、ストックマネジメント計画を策定し、それらに基づき、雨水ポンプ場施設の耐震化・更新、及びその他の施設・設備の計画的な維持・更新を継続する。

《住宅・都市》

（雨水対策施設の整備）

- 土地利用の変化や現状の浸水状況を踏まえ、より経済的で効果的な雨水排水施設の整備を行う。
- 市街化の進展に伴う河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。

（高潮対策施設の整備）

- 高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場等の整備などの高潮対策を進める。
- 高潮等から背後地を防護するため、また町土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する。

《健康・福祉》

（施設等の異常気象対策）

- 学校等多数が集まる施設に空調設備を設置し、高温等の異常気象時における施設利用者の安全性を確保する。

《情報通信》

（情報通信関係施策の推進）

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化・多様化を図る。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

《リスクコミュニケーション》

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 河川・海岸堤防と水門等の耐震化、農業用ため池の耐震工事や維持管理、補修、更新等、河川の改修や維持管理、雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、水害ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。
- 雨水・高潮等による広域的な浸水等を防ぐため、水防施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存

施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める。

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けた知多半島圏域水防協議会において関係機関と連携して減災ための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の周知を図る。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 水害ハザードマップの作成や防災ガイドブックの改定等により、平時から災害リスクやとるべき避難行動等の周知を図る。
- 「防災」と「福祉」の連携による高齢者等の避難行動に対する理解促進に向けた取組等を推進する。

《人材育成》

(災害対応力の強化)

- 住民が主体となった地域の避難に関する取組として、地域防災リーダーの育成など、地域の防災力を強化する。
- 水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。
- 市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。

成果指標

- ◆雨水排水施設の整備完了件数：0件⇒4件
- ◆ため池の耐震化率：10%⇒40%
- ◆水害ハザードマップの作成：R2 作成完了

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（食料・燃料等の備蓄）

- 南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、計画的に備蓄品の整備を行う。また、避難所等の防災拠点における耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。
- 物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。
- 妊婦、乳幼児（粉ミルク、離乳食が必要な人）、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等要配慮者に対する備蓄を拡充すると共に、平時からの備え（自助）について啓発を行う。

（応急給水体制の確保）

- プール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えた屋内温水プール施設を整備し、応急給水体制を強化する。

（水道施設の老朽化対策等の推進）

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、計画的な応急給水を推進する。

《住宅・都市》

（住宅や不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等）

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する。また、安全点検や安全対策、老朽化対策を進めるとともに、天井などの非構造部材の耐震対策を進める。
- 住宅・建築物等の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 耐震化を補完するために耐震シェルター等の設置や住宅撤去費の補助等の対策を推進する。
- 道路等に面したブロック塀等について、安全対策の啓発等に関するパトロールの実施や、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を推進する。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。

《交通・物流》

（道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進）

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する。

成果指標

- ◆ 応急用食料の充足率：100% → 100%を維持（毎年度）

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防署・消防団の災害対応力強化のための体制整備・装備資機材等の充実強化を推進する。また、消防車両の計画的な更新を推進する。
- 応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

(関係機関との連携)

- 災害時には、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる消防署武豊支署庁舎の耐災害性を更に強化する。
- 消防団詰所は、老朽化が進んでいることから、移転を含めて環境整備を推進する。
- 一次避難地など、災害時に利用可能な公園緑地については、長寿命化計画等に基づき、計画的な整備や適切な維持管理を図る。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し等、団員確保のために更に魅力ある消防団づくりを行う。

《住宅・都市》

(道路の閉塞対策、狭あい道路解消)

- 電柱倒壊による道路の閉塞を防ぐため、無電柱化の整備を検討する。
- 避難者の発生抑制や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。
- 住宅等撤去費補助制度等により、倒壊の恐れのある空き家や旧耐震基準木造住宅、ブロック塀等の除却を促進する。
- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する。
- 緊急車両の通行不能な狭あい道路が多く存在するため、引き続き解消を図る。
- 狭あい道路や袋地状の宅地が多い知多武豊駅東地区や暫定用途地域等について、土地区画整理事業や地区計画等の手法による面的整備を図る。

《リスクコミュニケーション》

(企業等民間との協力)

- 民間企業等の有する施設設備、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効性を高めていく。
- 地域の有するスキル・ノウハウ（医療系資格や特殊車両の運転免許）等を活用することで救助・救急活動が展開できるよう、平時から防災訓練・研修等を通じた地域防災力の強化を促進する。

成果指標

- ◆武豊支署の移転：完了（R5）
- ◆大型高所放水車の更新：完了（R3）
- ◆消防本部と町との合同訓練の実施：1回/年
- ◆消防団員の定員の充足率：99%⇒100%
- ◆普通・上級救命講習の受講者数：206名（継続）

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

《情報通信》

(情報通信関係施策の推進)

- 情報通信手段の多様化・多重化を図り、帰宅困難者が情報を得られる環境の整備に努める。

《リスクコミュニケーション》

(帰宅支援マップの周知)

- 「武豊町帰宅支援マップ」について、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報の周知啓発を推進する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、企業、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害時における従業員、生徒、児童の保護者に対して対応方法を啓発する。
- 名鉄知多武豊駅周辺においては、大量の帰宅困難者が予想されることから、Wifi スポットや情報案内板により災害時に的確な情報が得られる環境を整備する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《住宅・都市》

(防災拠点となる施設の耐震化等の促進)

- 大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、災害連携病院の耐震化を促進する。
- 機能停止を回避するためのBCP策定とともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を促す。

《健康・福祉》

(潜在看護職等のボランティアの活用)

- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。

(医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携)

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく。
- トリアージ・応急手当研修等、災害時の対応方法について研修を行う。
- 大規模災害時に二次医療圏域毎で設置される保健医療調整会議の事務局となる保健所及び傷病者の搬送調整を行う災害医療コーディネーターと会議や訓練を定期的に行い、日ごろから顔の見える関係を構築する。

(広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の開設等)

- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の設置に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討する。

《交通・物流》

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。
- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する。

成果指標

- ◆ 要安全確認計画記載建築物(防災上重要な建築物)の耐震化: 0%⇒100%
- ◆ 医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数: 3⇒4
- ◆ 広域搬送拠点臨時医療施設の設置・運営訓練の実施: 1回/年

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(災害時保健活動マニュアルの改訂)

- 災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「武豊町災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく。

《住宅・都市》

(雨水排水施設の耐震化・下水道 BCP の充実)

- 災害時における下水道機能の継続・早期回復を図るため、下水道 BCP の充実を図る。また、雨水排水施設の耐震化を推進する。

《健康・福祉》

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

(避難者の健康状態の確認)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認する。

(衛生管理体制の確保等)

- 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所を迅速に把握し、早期に消毒が実施できるよう、状況把握から実施までのマニュアルを作成し、体制を構築する。
- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をする。

成果指標

- ◆ 武豊町公共下水道 BCP (業務継続計画) に基づく訓練の実施：不定期⇒1 回/年

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定を進める。

《住宅・都市》

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。
- 指定避難所とされている公共施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）を進める。

(避難・延焼遮断空間等の維持管理)

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる緑地、公園等について整備を推進するとともに、施設の点検結果および長寿命化計画により、計画的な維持管理・更新や対策履歴等の適切な管理・蓄積を図る。

《環境》

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。
- 下水道が使用できない場合に備え、携帯トイレやマンホールトイレの整備などの取組を促進する。

成果指標

◆一次開設避難所のマンホールトイレの整備率：12.5%⇒50%

◆携帯トイレの整備率：31,500回分⇒157,500回分

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（関係団体との連携）

- 発災後に住宅侵入盗などが多発する事態を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行う。また、警察や防犯ボランティアと連携して、地域の防犯力の強化を図る。

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(業務継続体制等の見直し)

- 武豊町 BCP に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる
- 発災時の職員配置、職員支援及び庁舎設備・執務室等調整の方法等、災害対応マニュアルに基づく訓練を実施し、毎年必要な見直しを行う。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく。

《エネルギー》

(必要なエネルギーの確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料の備蓄及び協定の締結に努める。また、円滑な運搬給油のための体制を整備する。
- 災害対応業務を担う拠点施設について、発災時の施設の機能を72時間確保するため、非常用電源設備の充実を図る。

《情報通信》

(多様な情報伝達手段の確保)

- 職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をする。

《リスクコミュニケーション》

(町職員の防災力を高める)

- 行政の防災体制を一層強化するため、職員一人ひとりが防災意識を高めていくとともに、職員として必要な防災知識の習得を図る取組を推進する。

《老朽化対策》

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。また、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。
- 安全対策の観点から、庁舎内の什器の固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、什器の固定及びガラス飛散防止措置を推進する。

成果指標

- ◆職員参集訓練の実施：年1回（継続）

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラ等の麻痺・機能停止

《情報通信》

(情報通信手段の強化)

- 大規模災害を想定した実践的かつ様々な方法を取り入れた訓練（情報収集訓練、参集訓練等）を反復、継続して実施し、検証を行い、総合的な防災力の強化を進める。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害情報を住民へ確実に伝達できるよう、衛星システム等の活用を図る。
- 災害時の情報収集・伝達体制の強化のため、防災行政無線網の適切な維持管理及び運用を行い、円滑かつ効率的な疎通を図る。
- 防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を進める。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」を整備する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

《産業構造》

（企業 BCP 策定の促進）

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業 BCP 策定に関する情報の提供や、周知啓発を推進する。

（企業防災力の強化）

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業 BCP 策定に関する情報の提供や、周知啓発を推進する。

成果指標

- ◆相談・指導件数：0件⇒1件

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

《エネルギー》

（エネルギーの確保に向けた体制整備）

- 電気、ガス、通信、交通等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討していく。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)

- 石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、実効性を担保する取組を継続して推進する。
- コンビナート周辺地域における常備消防力の強化に加え、コンビナートの関係機関による連携体制を構築・強化する。

《住宅・都市》

(コンビナートに係る設備の耐震化等の推進)

- 発災時に揺れや液状化、津波により危険物や有害物質が流出すること等を防ぐため、各種の危険物貯蔵施設の耐震化や防災対策を促進する。

《リスクコミュニケーション》

(地域連携BCP策定の促進)

- コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

成果指標

- ◆防災訓練の実施：年1回（継続）

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

《交通・物流》

(道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する。

成果指標

- ◆道路施設の修繕完了件数：0件⇒10件

5-5 食料等の安定供給の停滞

《交通・物流》

（物流ネットワークの整備）

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

（道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進）

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する。

《農林水産》

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 畜産クラスター事業等を活用して、町内の畜産農家の経営拡大を支援する。
- 新規就農者を育成するため、農業次世代人材投資資金等を活用して、経営開始時の早期経営確立を促進する。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

《農林水産》

（多面的農地保全活動）

- 圃場周辺の水路・法面等の農業施設の維持管理・長寿命化活動を担う後継者が不足しているため、組織活動を支援する。

《老朽化対策》

（上水道の耐震化等の推進）

- 上水道の耐震化・長寿命化も含めた維持管理と機能強化を進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

《エネルギー》

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電気、ガス等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（水道施設等の耐震化等）

- 応急給水施設等の重要施設に関する管路の耐震化を推進する。アセットマネジメント計画に基づき、施設・設備の計画的な維持・更新を行う。
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要なエネルギーの確保について検討する。

（応急給水体制の強化）

- 応急給水栓の整備の充実を図るとともに、給水袋などを備蓄し、給水タンク等による応急給水体制を強化する。

（上水道等災害応援体制の強化）

- 県、近隣市町、関連機関との連携を図るとともに、指定給水装置工事事業者等からの応援・協力について検討する。
- 応援・協力を受けて災害対応にあたる際に、町及び指定給水装置工事事業者等における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保を進める。

成果指標

◆給水袋備蓄数：3,000 袋⇒10,000 袋

◆重要施設に関する水管道路の耐震化率：61.65%（H30）⇒92%（R12）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

《環境》

(浄化槽の整備)

- 下水道区域外での浄化槽の整備を促進するため、浄化槽普及の啓発を図る。また、単独浄化槽、汲取便槽からの転換には、補助金による経済支援を実施することで、より積極的に浄化槽への転換に取り組む。

《老朽化対策》

(下水道施設の維持管理・下水道 BCP の充実)

- スtockマネジメント計画を策定し、それに基づき、維持管理を進める。
- 災害時における下水道機能の継続・早期回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する。

成果指標

- ◆生活排水処理率：76.4% (H30) ⇒85% (R14)

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

《交通・物流》

(道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる消防署武豊支署庁舎の耐災害性を更に強化する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

《住宅・都市》

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 土地区画整理事業等の手法を活用し、駅前等の密集市街地の面的整備を図る。
- 市街地に近接した災害対応可能な公園として、武豊中央公園の整備を進める。

(住宅や不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する。また、安全点検や安全対策、老朽化対策を進めるとともに、天井などの非構造部材の耐震対策を進める。
- 住宅・建築物等の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 耐震化を補完するために耐震シェルター等の設置や住宅撤去費の補助等の対策を推進する。
- 道路等に面したブロック塀等について、安全対策の啓発等に関するパトロールの実施や、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を推進する。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進める。

《情報通信》

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多様化・多重化を図る。

《交通・物流》

(道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する。

《環境》

(環境美化)

- 地域から管理不全の土地の情報等を得て、所有者に適切な管理に努めるよう情報提供を図る。また、普段から良好な生活環境となるような環境美化活動やその団体への支援を図る。

成果指標

- ◆住宅耐震化率：約75% (H28) ⇒95% (R2)
- ◆災害時の避難可能人数：19,303人 (H29) ⇒36,303人 (R3)
- ◆町民1人当たりの公園面積(避難地等となる公園等の整備)：2.8㎡/人 (H29) ⇒3.6㎡/人
- ◆武豊支署の移転：完了 (R5)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(港湾の災害対応力の強化)

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。関係機関による合同訓練については、より実戦的な訓練を心掛け、周辺住民への情報伝達、及び避難の促進まで含めた関係機関の連携体制を確認するとともに、より実効性のある体制づくりを推進する。併せて、地域の災害特性を踏まえた防災訓練・教育を継続的に実施していく。

成果指標

- ◆防災訓練の実施：年1回（継続）

7-3 沿線・沿道の建物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

《住宅・都市》

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。

(倒壊の恐れのある住宅等の除却)

- 住宅等撤去費補助制度等により、倒壊の恐れのある空き家や旧耐震基準木造住宅、ブロック塀等の除却を促進する。

成果指標

- ◆住宅耐震化率：約75%（H28）⇒95%（R2）

7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(雨水ポンプ場等の計画的な維持・更新)

- 雨水排水計画に加え、ストックマネジメント計画を策定し、それらに基づき、雨水ポンプ場施設の耐震化・更新、及びその他の施設・設備の計画的な維持・更新を継続する。

《農林水産》

(ため池の防災対策の推進)

- ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。

成果指標

- ◆ため池の耐震化率：10%⇒40%

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による周辺土地の荒廃

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。また、市有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

《住宅・都市》

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

《住宅・都市》

（住宅・建築物の耐震化の促進等）

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生抑制を図る。

《環境》

（災害廃棄物処理）

- 災害廃棄物処理基本計画に基づき、迅速かつ適切に行動するため、詳細な計画の整備と訓練に取り組む。また、廃棄物処理の実効性を高める視点でも、最終処分場の確保を図る。
- その他の一部事務組合で行う廃棄物処理施設等についても、引続き、相互応援の協定を締結し、広域的な処理に備える。
- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保を推進する。
- 災害時の有害廃棄物対策検討を進める。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。
- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

《健康・福祉》

（医療機関の耐災害性の向上）

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。

《リスクコミュニケーション》

（災害ボランティアコーディネーターの育成）

- 社会福祉協議会と連携して、地域の防災力向上に貢献できる防災リーダー・ボランティアコーディネーターの育成を図る。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターを中心にボランティア支援本部の立ち上げ及び運営訓練を行い、実働体制を整備する。また、支援本部の運営に必要な資機材を整備する。
- 県の主催する防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ講座へ派遣し、養成に努める。
- 町で養成した防災リーダー・ボランティアコーディネーターのレベルアップを図るため、防災ボランティアの会への参加を促進する。
- 東日本大震災等での事例を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。

成果指標

- ◆防災リーダー・ボランティアコーディネーターの育成 35人/年⇒継続
- ◆応急仮設住宅建設模擬訓練の参加：1回以上/年

8-3 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後の早期かつ的確な市街地復興のため、事前復興の取り組みや手順の検討、模擬訓練への参加などにより、復興体制の強化・充実を図る。

《土地利用》

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時において応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく。

4. 2 強靱化推進方針の重点化

本町が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、重点化すべき推進方針を選定した。本町の基本方針は「人命の保護を最優先することとし、重点化した「起きてはならない最悪の事態」は次のとおりとする。

近年の気候変動等により深刻化する風水害や、大規模な土砂災害等が、全国各地で多発している。また、愛知県が公表している「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月公表）では、町全域で甚大な被害が想定される結果となっている。これらの自然災害からは「命を守る」ことが最も重要である。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設における火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び異常気象(竜巻・高温)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

なお、強靱化のために取り組む施策は、中長期的に多様な主体が相互に連携して推進していく必要があり、今後も継続的に検討を行っていく。

「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置付けられる個別具体的施策の詳細は、別添「武豊町地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細（「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」関係分）」に明記する。別冊は毎年度更新を行い、着実な推進を図る。

第5章 計画推進の方策

本町の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

5. 1 計画の推進体制

地域の強靱化を進めるには、本計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要であり、施策の進捗状況の把握等を行い、進捗等に応じて施策を不断に見直し、必要に応じて新しい施策を追加していくことが肝要である。本計画の推進に当たっては、全庁的な推進体制の下、民間事業者、NPO、国、県等の関係者による取組み、さらには近隣市町を始め他自治体との連携・協力・調整により取組みを進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る必要がある。

5. 2 計画の進捗管理

毎年度、成果指標等を用いて可能な限り定量化することとし、武豊町総合計画や実施計画等と連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

5. 3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。また、国の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第4章「推進すべき施策」を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しに当たっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

(別紙 1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(関係機関との連携)

- 災害時には、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要がある。

《住宅・都市》

(住宅や不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する必要がある。また、安全点検や安全対策、老朽化対策を進めるとともに、天井などの非構造部材の耐震対策を進める必要がある。
- 住宅・建築物等の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。
- 耐震化を補完するために耐震シェルター等の設置や住宅撤去費の補助等の対策を推進する必要がある。
- 道路等に面したブロック塀等について、安全対策の啓発等に関するパトロールの実施や、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を一層推進する必要がある。

(市街地等の無電柱化)

- 電柱の倒壊による二次災害等を防ぐため、防災上必要な箇所について無電柱化を図る必要がある。

《リスクコミュニケーション》

(地域防災力の強化)

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 地域での防災活動を推進するため、消防団や自主防災会を始めとする地域の自主防災組織の充実・強化を支援する必要がある。また、地域防災において、訓練計画の立案や実施等の中心的役割を果たすことが期待される防災リーダーの育成を推進する必要がある。
- 防災講演会や啓発イベント等の事業を展開し、幅広い年代の方への意識啓発を行う必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設における火災による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(消防団等の充実強化の促進等)

- 近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し等、団員確保のために更に魅力ある消防団づくりを行う必要がある。
- 普通自動車運転免許で運転できる車両が 3.5t 未満となったことにより、若い団員が所持する運転免許でも運転が可能な消防車両へ計画的な更新を行う必要がある。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

《住宅・都市》

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 市街地に近接した災害対応可能な公園として、武豊中央公園の整備を進める必要がある。
- 火災が起きた際の延焼を予防し、かつ消防車・救急車等の緊急車両の通行を容易にするため、狭あい道路の解消を図る必要がある。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進める必要がある。

《情報通信》

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多様化・多重化を図る必要がある。

《産学官民・広域連携》

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火器の使用又は取扱いに関する指導を推進する必要がある。
- 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を促進し、当該対象物における防火体制の強化を図る必要がある。
- 建物の防火・耐火性能を保持するため、定期的な施設及び設備の安全点検の実施を促進する必要がある。

(火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力を向上させる必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（水門等の操作体制の確保）

- 夜間や休日などの閉庁時間に津波が発生した場合の水門・樋門等の開閉について、町職員・消防団・地域水門操作員が協力して、確実に操作できる体制を整える必要がある。
- 定期的に訓練・点検等を実施することで、迅速・的確な操作体制を構築・維持する必要がある。

《住宅・都市》

（水防施設の維持・向上）

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。
- 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、雨水ポンプ場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。
- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める必要がある。

《情報通信》

（情報伝達手段の多重化・多様化の推進等）

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化・多様化を図るとともに、定期的に訓練等を実施する必要がある。

《リスクコミュニケーション》

（要配慮者の避難体制の整備）

- 障害のある方やひとり暮らしの高齢者など災害が起きたときに支援を必要とする方（避難行動要支援者）に対して、自主防災会、民生委員、近所の方などと連携して、地域ぐるみの支援体制を推進する必要がある。
 - 町の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成や警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

- 地震・津波ハザードマップの作成や防災ガイドブックの改定等により、平時から災害リスクやとるべき避難行動等の周知を図る必要がある。また、学校や職場、地域の自主防災会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
 - 指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的な防災訓練な訓練の実施を通じて、実践的な防災力を強化する必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び異常気象（竜巻・高温）等による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（雨水ポンプ場等の計画的な維持・更新）

- 雨水排水計画に加え、ストックマネジメント計画を策定し、それらに基づき、雨水ポンプ場施設の耐震化・更新、及びその他の施設・設備の計画的な維持・更新を継続する必要がある。

《住宅・都市》

（雨水対策施設の整備）

- 土地利用の変化や現状の浸水状況を踏まえ、より経済的で効果的な雨水排水施設の整備を行う必要がある。
- 市街化の進展に伴う河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

（高潮対策施設の整備）

- 高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場等の整備などの高潮対策を進める必要がある。
- 高潮等から背後地を防護するため、また町土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する必要がある。

《健康・福祉》

（施設等の異常気象対策）

- 学校等多数が集まる施設に空調設備を設置し、高温等の異常気象時における施設利用者の安全性を確保する必要がある。

《情報通信》

（情報通信関係施策の推進）

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化・多様化を図る必要がある。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

《リスクコミュニケーション》

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 河川・海岸堤防と水門等の耐震化、農業用ため池の耐震工事や維持管理、補修、更新等、河川の改修や維持管理、雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、水害ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、ハード対策とソ

フト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。

- 雨水・高潮等による広域的な浸水等を防ぐため、水防施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けた知多半島圏域水防協議会において関係機関と連携して減災ための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の周知を図る必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 水害ハザードマップの作成や防災ガイドブックの改定等により、平時から災害リスクやとるべき避難行動等の周知を図る必要がある。
- 「防災」と「福祉」の連携による高齢者等の避難行動に対する理解促進に向けた取組等を推進する必要がある。

《人材育成》

(災害対応力の強化)

- 住民が主体となった地域の避難に関する取組として、地域防災リーダーの育成など、地域の防災力を強化する必要がある。
- 水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。
- 市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（食料・燃料等の備蓄）

- 南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、計画的に備蓄品の整備を行う必要がある。また、避難所等の防災拠点における耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。
- 物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- 妊婦、乳幼児（粉ミルク、離乳食が必要な人）、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等要配慮者に対する備蓄を拡充するとともに、平時からの備え（自助）について啓発を行う必要がある。

（応急給水体制の確保）

- プール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えた屋内温水プール施設を整備し、応急給水体制を強化する必要がある。

（水道施設の老朽化対策等の推進）

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、計画的な応急給水を推進する必要がある。

《住宅・都市》

（住宅や不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等）

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する必要がある。また、安全点検や安全対策、老朽化対策を進めるとともに、天井などの非構造部材の耐震対策を進める必要がある。
- 住宅・建築物等の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。
- 耐震化を補完するために耐震シェルター等の設置や住宅撤去費の補助等の対策を推進する必要がある。
- 道路等に面したブロック塀等について、安全対策の啓発等に関するパトロールの実施や、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を推進する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。

《交通・物流》

（道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進）

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する必要がある。

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防署・消防団の災害対応力強化のための体制整備・装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。また、消防車両の計画的な更新を推進する必要がある。
- 応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

(関係機関との連携)

- 災害時には、関係機関（県、自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる消防署武豊支署庁舎の耐災害性を更に強化する必要がある。
- 消防団詰所は、老朽化が進んでいることから、移転を含めて環境整備を推進する必要がある。
- 一次避難地など、災害時に利用可能な公園緑地については、長寿命化計画等に基づき、計画的な整備や適切な維持管理を図る必要がある。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や、活動の見直し等、団員確保のために更に魅力ある消防団づくりを行う必要がある。

《住宅・都市》

(道路の閉塞対策、狭あい道路解消)

- 電柱倒壊による道路の閉塞を防ぐため、無電柱化の整備を検討する必要がある。
- 避難者の発生抑制や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。
- 住宅等撤去費補助制度等により、倒壊の恐れのある空き家や旧耐震基準木造住宅、ブロック塀等の除却を促進する必要がある。
- 幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を推進する必要がある。
- 緊急車両の通行不能な狭あい道路が多く存在するため、引き続き解消を図る必要がある。
- 狭あい道路や袋地状の宅地が多い知多武豊駅東地区や暫定用途地域等について、土地区画整理事業や地区計画等の手法による面的整備を図る必要がある。

《リスクコミュニケーション》

(企業等民間との協力)

- 民間企業等の有する施設設備、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。
- 地域の有するスキル・ノウハウ（医療系資格や特殊車両の運転免許）等を活用することで救助・救急活動が展開できるよう、平時から防災訓練・研修等を通じた地域防災力の強化を促進する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

《情報通信》

(情報通信関係施策の推進)

- 情報通信手段の多様化・多重化を図り、帰宅困難者が情報を得られる環境の整備に努める必要がある。

《リスクコミュニケーション》

(帰宅支援マップの周知)

- 「武豊町帰宅支援マップ」について、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報の周知啓発を推進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、企業、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害時における従業員、生徒、児童の保護者に対して対応方法を啓発する必要がある。
- 名鉄知多武豊駅周辺においては、大量の帰宅困難者が予想されることから、Wifi スポットや情報案内板により災害時に的確な情報が得られる環境を整備する必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《住宅・都市》

（防災拠点となる施設の耐震化等の促進）

- 大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、災害連携病院の耐震化を促進する必要がある。
- 機能停止を回避するためのBCP策定とともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を促す必要がある。

《健康・福祉》

（潜在看護職等のボランティアの活用）

- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する必要がある。

（医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携）

- 初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく必要がある。
- トリアージ・応急手当研修等、災害時の対応方法について研修を行う必要がある。
- 大規模災害時に二次医療圏域毎で設置される保健医療調整会議の事務局となる保健所及び傷病者の搬送調整を行う災害医療コーディネーターと会議や訓練を定期的に行い、日ごろから顔の見える関係を構築する必要がある。

（広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の開設等）

- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の設置に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討する必要がある。

《交通・物流》

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する必要がある。

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(災害時保健活動マニュアルの改訂)

- 災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「武豊町災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う必要がある。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく必要がある。

《住宅・都市》

(雨水排水施設の耐震化・下水道 BCP の充実)

- 災害時における下水道機能の継続・早期回復を図るため、下水道 BCP の充実を図る必要がある。また、雨水排水施設の耐震化を推進する必要がある。

《健康・福祉》

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える必要がある。
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

(避難者の健康状態の確認)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認する必要がある。

(衛生管理体制の確保等)

- 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる箇所を迅速に把握し、早期に消毒が実施できるよう、状況把握から実施までのマニュアルを作成し、体制を構築する必要がある。
- 遺体安置所の確保を始め、葬祭業者とも連携し遺体収容体制の構築をする必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（避難所の運営体制等の整備）

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定を進める必要がある。

《住宅・都市》

（住宅・建築物の耐震化等）

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。
- 指定避難所とされている公共施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）を進める必要がある。

（避難・延焼遮断空間等の維持管理）

- 災害時の避難・延焼遮断空間となる緑地、公園等について整備を推進するとともに、施設の点検結果および長寿命化計画により、計画的な維持管理・更新や対策履歴等の適切な管理・蓄積を図る必要がある。

《環境》

（避難所における良好な生活環境の確保等）

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する必要がある。
- 下水道が使用できない場合に備え、携帯トイレやマンホールトイレの整備などの取組を促進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（関係団体との連携）

- 発災後に住宅侵入盗などが多発する事態を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行う必要がある。また、警察や防犯ボランティアと連携して、地域の防犯力の強化を図る必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(業務継続体制等の見直し)

- 武豊町 BCP に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。
- 発災時の職員配置、職員支援及び庁舎設備・執務室等調整の方法等、災害対応マニュアルに基づく訓練を実施し、毎年必要な見直しを行う必要がある。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。

《エネルギー》

(必要なエネルギーの確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料の備蓄及び協定の締結に努める必要がある。また、円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。
- 災害対応業務を担う拠点施設について、発災時の施設の機能を72時間確保するため、非常用電源設備の充実を図る必要がある。

《情報通信》

(多様な情報伝達手段の確保)

- 職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をする必要がある。

《リスクコミュニケーション》

(町職員の防災力を高める)

- 行政の防災体制を一層強化するため、職員一人ひとりが防災意識を高めていくとともに、職員として必要な防災知識の習得を図る取組を推進する必要がある。

《老朽化対策》

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。また、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。
- 安全対策の観点から、庁舎内の什器の固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、什器の固定及びガラス飛散防止措置を推進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラ等の麻痺・機能停止

《情報通信》

(情報通信手段の強化)

- 大規模災害を想定した実践的かつ様々な方法を取り入れた訓練（情報収集訓練、参集訓練等）を反復、継続して実施し、検証を行い、総合的な防災力の強化を進める必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害情報を住民へ確実に伝達できるよう、衛星システム等の活用を図る必要がある。
- 災害時の情報収集・伝達体制の強化のため、防災行政無線網の適切な維持管理及び運用を行い、円滑かつ効率的な疎通を図る必要がある。
- 防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を進める必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」を整備する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

《産業構造》

（企業BCP策定の促進）

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業BCP策定に関する情報の提供や、周知啓発を推進する必要がある。

（企業防災力の強化）

- 企業の事業継続や早期復旧を実現するため、企業BCP策定に関する情報の提供や、周知啓発を推進する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

《エネルギー》

（エネルギーの確保に向けた体制整備）

- 電気、ガス、通信、交通等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る必要がある。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討していく必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)

- 石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、実効性を担保する取組を継続して推進する必要がある。
- コンビナート周辺地域における常備消防力の強化に加え、コンビナートの関係機関による連携体制を構築・強化する必要がある。

《住宅・都市》

(コンビナートに係る設備の耐震化等の推進)

- 発災時に揺れや液状化、津波により危険物や有害物質が流出すること等を防ぐため、各種の危険物貯蔵施設の耐震化や防災対策を促進する必要がある。

《リスクコミュニケーション》

(地域連携BCP策定の促進)

- コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

《交通・物流》

(道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

《交通・物流》

（物流ネットワークの整備）

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

（道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進）

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する必要がある。

《農林水産》

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 畜産クラスター事業等を活用して、町内の畜産農家の経営拡大を支援する必要がある。
- 新規就農者を育成するため、農業次世代人材投資資金等を活用して、経営開始時の早期経営確立を促進する必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

《農林水産》

（多面的農地保全活動）

- 圃場周辺の水路・法面等の農業施設の維持管理・長寿命化活動を担う後継者が不足しているため、組織活動を支援する必要がある。

《老朽化対策》

（上水道の耐震化等の推進）

- 上水道の耐震化・長寿命化も含めた維持管理と機能強化を進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

《エネルギー》

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電気、ガス等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（水道施設等の耐震化等）

- 応急給水施設等の重要施設に係る管路の耐震化を推進する必要がある。アセットマネジメント計画に基づき、施設・設備の計画的な維持・更新を行う必要がある。
- 配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要なエネルギーの確保について検討する必要がある。

（応急給水体制の強化）

- 応急給水栓の整備の充実を図るとともに、給水袋などを備蓄し、給水タンク等による応急給水体制を強化する必要がある。

（上水道等災害応援体制の強化）

- 県、近隣市町、関連機関との連携を図るとともに、指定給水装置工事事業者等からの応援・協力について検討する必要がある。
- 応援・協力を受けて災害対応にあたる際に、町及び指定給水装置工事事業者等における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保を進める必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

《環境》

（浄化槽の整備）

- 下水道区域外での浄化槽の整備を促進するため、浄化槽普及の啓発を図る必要がある。また、単独浄化槽、汲取便槽からの転換には、補助金による経済支援を実施することで、より積極的に浄化槽への転換に取り組む必要がある。

《老朽化対策》

（下水道施設の維持管理・下水道 BCP の充実）

- スtockマネジメント計画を策定し、それに基づき、維持管理を進める必要がある。
- 災害時における下水道機能の継続・早期回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

《交通・物流》

（道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進）

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる消防署武豊支署庁舎の耐災害性を更に強化する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

《住宅・都市》

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 土地区画整理事業等の手法を活用し、駅前等の密集市街地の面的整備を図る必要がある。
- 市街地に近接した災害対応可能な公園として、武豊中央公園の整備を進める必要がある。

(住宅や不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する必要がある。また、安全点検や安全対策、老朽化対策を進めるとともに、天井などの非構造部材の耐震対策を進める必要がある。
- 住宅・建築物等の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する必要がある。
- 耐震化を補完するために耐震シェルター等の設置や住宅撤去費の補助等の対策を推進する。
- 道路等に面したブロック塀等について、安全対策の啓発等に関するパトロールの実施や、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を推進する必要がある。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進める必要がある。

《情報通信》

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多様化・多重化を図る必要がある。

《交通・物流》

(道路整備及び道路施設の老朽化対策等の推進)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても通行できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、耐震化を推進する必要がある。

《環境》

(環境美化)

- 地域から管理不全の土地の情報等を得て、所有者に適切な管理に努めるよう情報提供を図る必要がある。また、普段から良好な生活環境となるような環境美化活動やその団体への支援を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（港湾の災害対応力の強化）

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。関係機関による合同訓練については、より実戦的な訓練を心掛け、周辺住民への情報伝達、及び避難の促進まで含めた関係機関の連携体制を確認するとともに、より実効性のある体制づくりを推進する必要がある。併せて、地域の災害特性を踏まえた防災訓練・教育を継続的に実施していく必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

《住宅・都市》

（沿道の住宅・建築物の耐震化の促進）

- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策）

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。

（倒壊の恐れのある住宅等の除却）

- 住宅等撤去費補助制度等により、倒壊の恐れのある空き家や旧耐震基準木造住宅、ブロック塀等の除却を促進する必要がある。

7-4 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（雨水ポンプ場等の計画的な維持・更新）

- 雨水排水計画に加え、ストックマネジメント計画を策定し、それらに基づき、雨水ポンプ場施設の耐震化・更新、及びその他の施設・設備の計画的な維持・更新を継続する必要がある。

《農林水産》

（ため池の防災対策の推進）

- ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、市有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる必要がある。

《住宅・都市》

（石綿飛散防止対策）

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

《住宅・都市》

（住宅・建築物の耐震化の促進等）

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生抑制を図る必要がある。

《環境》

（災害廃棄物処理）

- 災害廃棄物処理基本計画に基づき、迅速かつ適切に行動するため、詳細な計画の整備と訓練に取り組む必要がある。また、廃棄物処理の実効性を高める視点でも、最終処分場の確保を図る必要がある。
- その他の一部事務組合で行う廃棄物処理施設等についても、引続き、相互応援の協定を締結し、広域的な処理に備える必要がある。
- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保を推進する必要がある。
- 災害時の有害廃棄物対策検討を進める必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。
- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

《健康・福祉》

（医療機関の耐災害性の向上）

- 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。

《リスクコミュニケーション》

（災害ボランティアコーディネーターの育成）

- 社会福祉協議会と連携して、地域の防災力向上に貢献できる防災リーダー・ボランティアコーディネーターの育成を図る必要がある。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターを中心にボランティア支援本部の立ち上げ及び運営訓練を行い、実働体制を整備する。また、支援本部の運営に必要な資機材を整備する必要がある。
- 県の主催する防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ講座へ派遣し、養成に努める必要がある。
- 町で養成した防災リーダー・ボランティアコーディネーターのレベルアップを図るため、防災ボランティアの会への参加を促進する必要がある。
- 東日本大震災等での事例を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

8-3 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

《行政機能/警察・消防等/防災教育等》

(復興体制や手順の検討等)

- 被災後の早期かつ的確な市街地復興のため、事前復興の取り組みや手順の検討、模擬訓練への参加などにより、復興体制の強化・充実を図る必要がある。

《土地利用》

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時において応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

武豊町地域強靱化計画

令和2年5月策定

武 豊 町

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

電話 0569-72-1111 (代表)